

告 示

埼玉県告示第二百九十一号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十八条第二項の規定により、川口市から川口市の区域内において行われる川口市戸塚環境センター施設整備事業について環境影響評価書の提出があった。

なお、環境影響評価書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和三年三月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県中央環境管理事務所

埼玉県越谷環境管理事務所

川口市環境部新戸塚環境センター建設室

川口市戸塚環境センター

さいたま市環境局環境共生部環境対策課

草加市市民生活部廃棄物資源課

越谷市環境経済部環境政策課

越谷市出羽地区センター

二 縦覧の期間

令和三年三月十九日（金）から令和三年四月二日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日を除く。）